

## 太田市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者又は骨髄等提供最終同意者に対し、太田市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供者（以下「ドナー」という。）及びドナー登録者の増加を図り、もって骨髄等移植を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年度法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。
- (2) 骨髄等提供最終同意 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等提供に関する同意書に記名押印することをいう。

### (助成金の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供をした者又は骨髄提供最終同意をした者のうち骨髄の提供が中止になった者
- (2) 骨髄等の採取を行った日（以下「骨髄等採取日」という。）又は骨髄等提供最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合においては当該同意をした日において、市内に住所を有する者
- (3) ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業に係る他の助成金等の交付を受けていない者

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院または面接（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血または顆粒球コロニー形成刺激因子製剤注射のための通院または入院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める通院等

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等採取日から60日以内に、または骨髄等提供最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合においては当該同意をした日から90日以内に、太田市骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の採取を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の採取に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) 太田市税等完納照合票（様式第2号）
- (4) 太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成24年7月1日太田市制定）に規定する誓約書

- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は前項の規定による決定をしたときは、太田市骨髄ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は太田市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知をするものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りのその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、これを取り消し、既に助成金の交付を受けているときは、その全部を市長が指定する方法で返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に骨髄等の採取を行ったものに適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。